

京田辺市監査公表第3号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年8月31日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 田原延行

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和4年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局所管の令和3年度財務に関する事務の執行（令和2年度から令和3年度へ繰越した予算及び令和3年度から令和4年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 使用料及び手数料等収入に関する事務が適切に行われているか。
- (11) 物品購入や修繕等財務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (12) 長寿命化計画に基づく整備の状況を確認し、施設の管理や修繕が適切に執行されているか。
- (13) 補助金や助成金等支出が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として出席者及び時間抑制の上、監査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

(2) 監査の日程（実施期間）

令和 4 年 4 月 2 7 日から令和 4 年 8 月 2 9 日まで

第 2 監査の結果

監査基準第 2 3 条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われており、経営に係る事業の管理については、適切な管理が行われていた。

しかし、所属別に物品・役務等に係る契約手続やその事務処理において一部不適正なもの、また財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、教育委員会事務局内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

(2) 所属別事項

ア 教育総務室

- a 印刷製本費に係る支払事務において、支払遅延等事務に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- b 施設等機械警備等業務委託契約に係る長期継続契約の事務において、契約金額の記載及び条件付解除条項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- c 教育委員会の会議の議事録作成について、事務処理の一部に遅延が見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

イ こども学校サポート室

特に指摘すべき事項等はない。

ウ 学校教育課

- a 行政財産使用料の収入において、納付期限の設定が不適切なものが一部見受けられたことから、関係例規に従い、使用料に係る納付の時期を見直し、適切な収入事務を行われたい。
- b 教育施設における配分予算中、修繕料に係る事務処理において、一部不適切な事務処理が見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

エ 学校給食課

特に指摘すべき事項等はない。

オ 社会教育課

- a 行政財産使用料の収入において、調定すべき時期に事務処理が行われていないものが一部見受けられたことから、関係例規に従い、使用料に係る納付の時期を見直し、適切な収入事務を行われたい。
- b 還付の手続において、還付伺いの事務処理が行われていないものが一部見受けられたことから、財務事務マニュアルを確認し文書管理システムによる還付伺いを行うことなど、適切な還付事務を行われたい。
- c 再リース契約事務において、歳出の会計年度所属区分の理解が不十分なものが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- d 支払決裁区分について、長の専決事項の確認の不十分なものが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- e コピー機及び仮設建物等賃貸借契約に係る長期継続契約の事務において、条件付解除条項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- f 留守家庭児童会負担金に係る歳入事務において、調定すべき時期に事務処理が行われていないもの、請求すべき時期に事務処理が行われていないものが一部見受けられたことから、文書管理システムでも債権管理を行い、条例、規則等に基づく適切な歳入事務を行われたい。また、督促手数料及び延滞金の徴収事務においても不備が見受けられたので、適切に対応されたい。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 歳入事務において、調定すべき時期及び請求すべき時期に事務処理が行われていないものが一部見受けられた。法令や条例、規則等に基づいた事務執行は、行政運営の基本である。今後、現在の歳入事務に加え、給食会計の公会計化も検討されていることから、債権ごとに応じた個別マニュアル等を整備する等、債権の種類に対応した管理方法を確立し、組織的な債権管理の仕組みづくりに取り組み、適切な事務がなされるよう図られたい。

(2) 長期継続契約は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない予算の単年度主義に対し、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる特例を定めたものである。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、法令等に基づく適正な契約事務を行われたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。